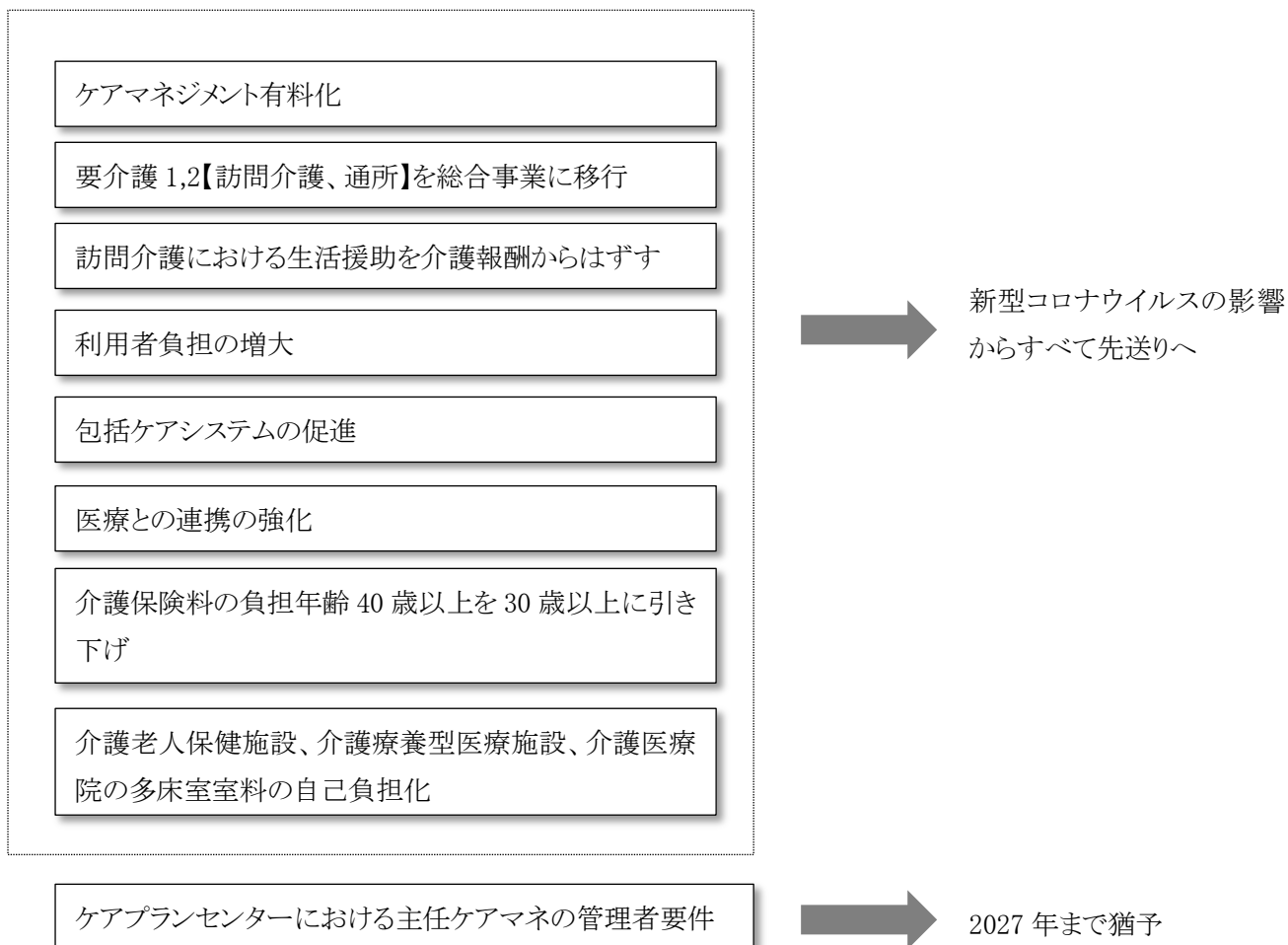


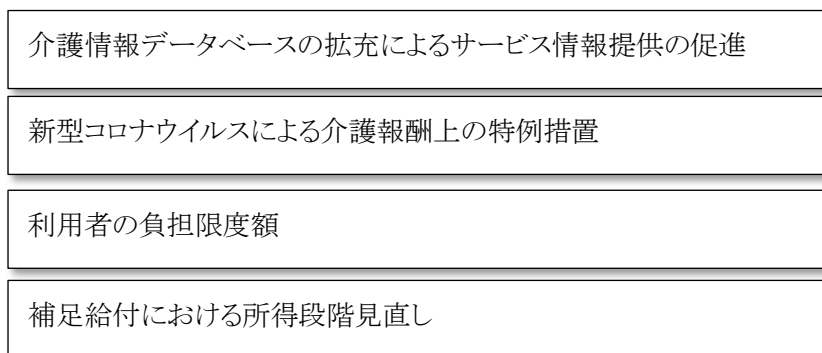
2021 介護保険改正概要

今回の改正特徴

大改革をもたらす制度変更は、すべて先送りされた。21 年 4 月の制度改正は、現状の仕組みを前提とした、小幅な内容にとどまることになる。

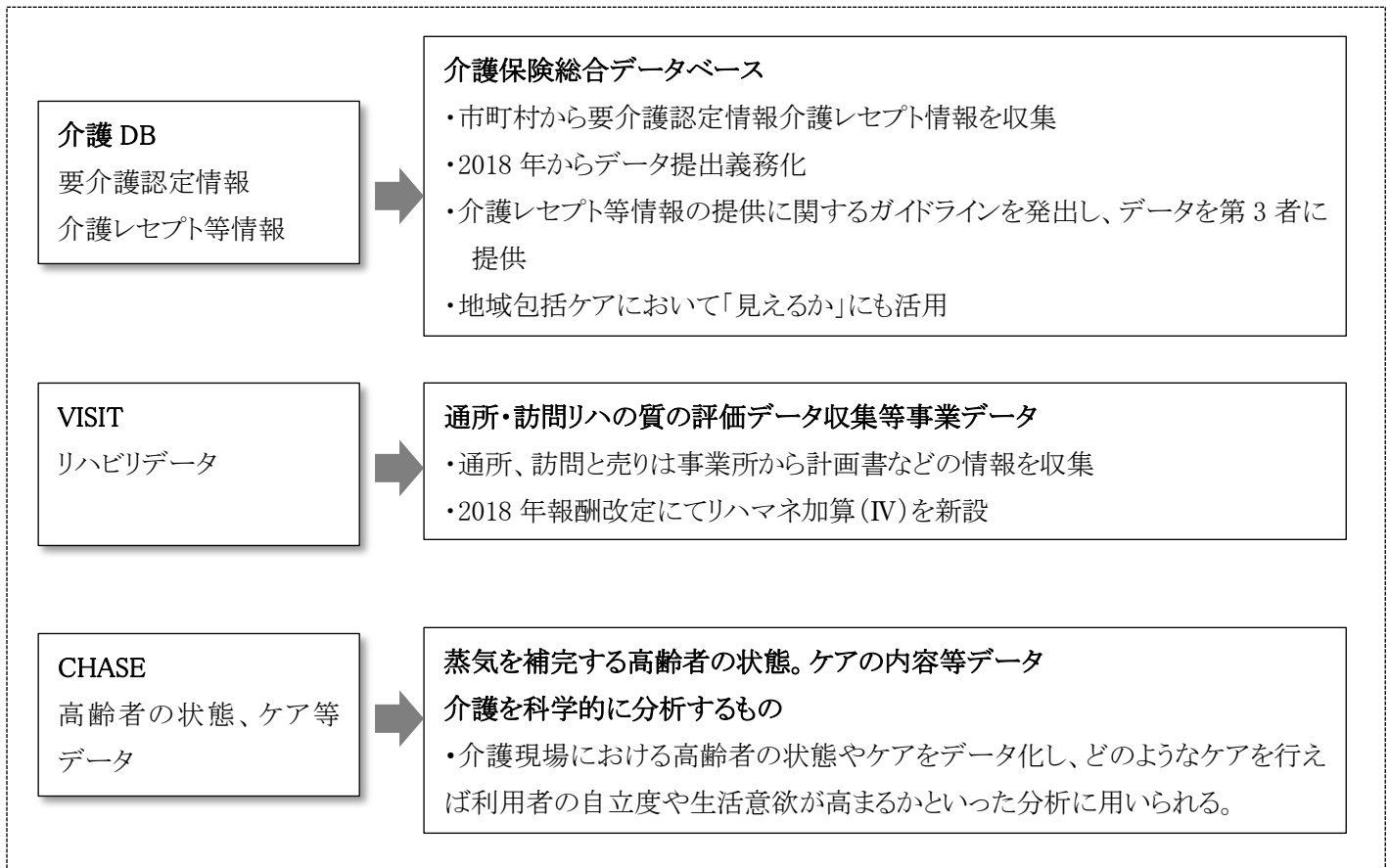


今回決定された改正事項



改正内容

● 介護情報データベースの拡充によるサービス情報提供の促進



VISIT, CHASE の稼働につき、厚労省による調査、分析などを行う範囲が拡大
市町村だけでなく、介護サービス事業者にも「情報提供を求められる」立場に

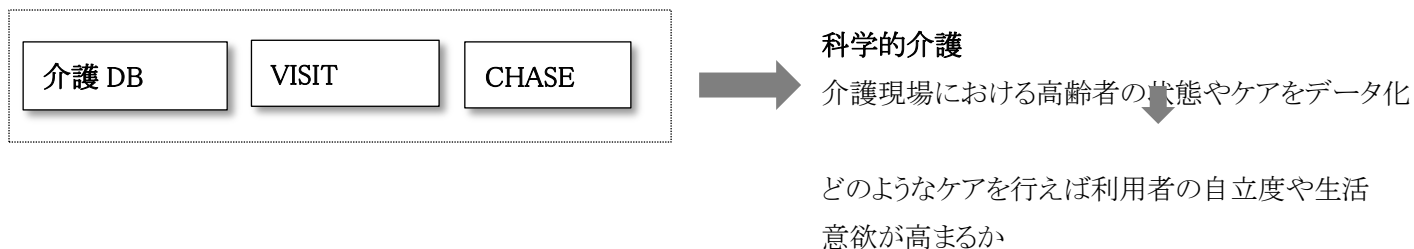
リハマネ加算 (IV) 等情報提供加算の適用事業所を広げ
ることで介護事業所向けインセンティブ支給もありうる？

3 つのデータベースにより以下の項目が追加

- ・世介護者などに提供される介護サービスの内容、サービス提供が行われることによる要介護者などの心身の状況など
- ・地域支援事業の実施状況
- ・その他厚労省症例にも定める内容

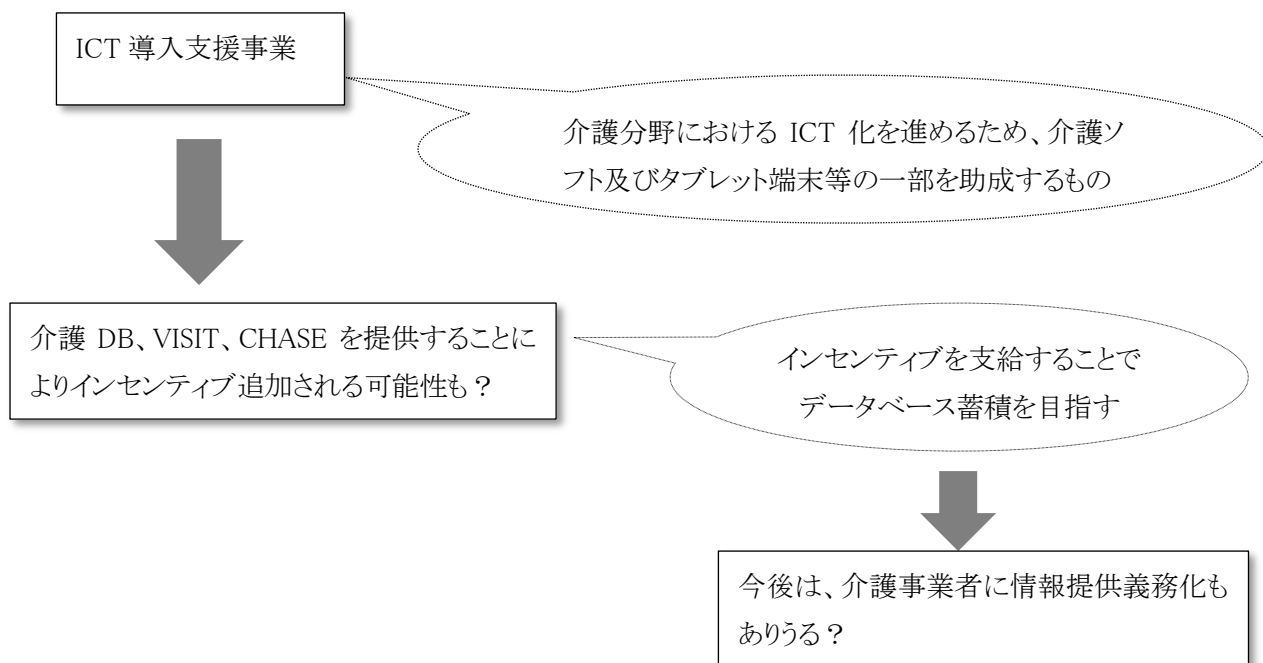
科学的介護の促進

科学的介護・・・介護に関する過去のビッグデータをAI(人工知能)に学習させ、AIがケアプランを作成するというもの

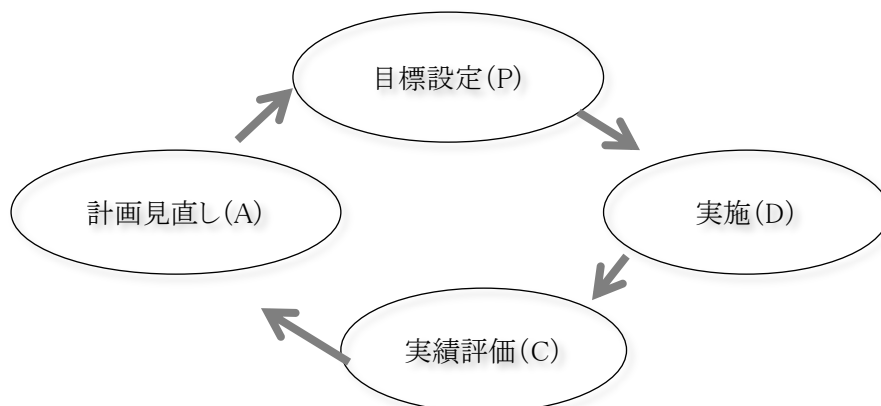


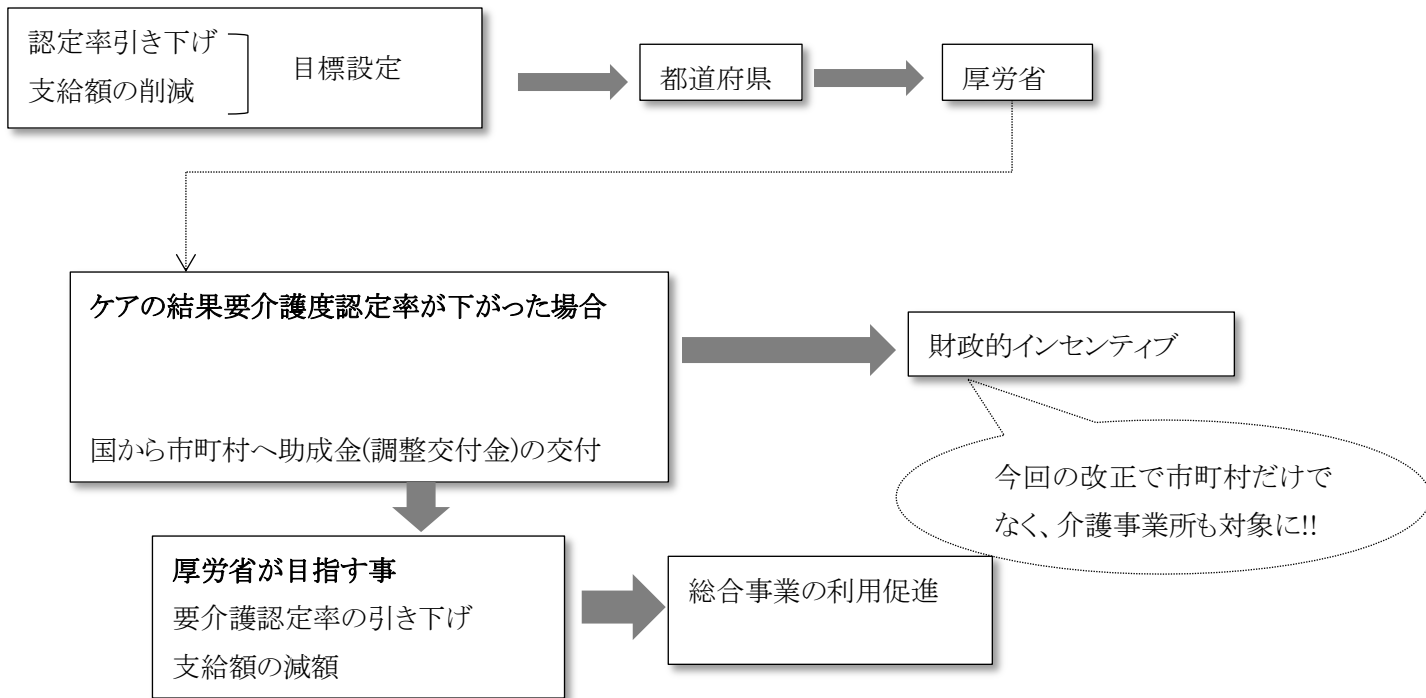
CHASE に関する介護サービス事業者の情報提供の仕組み

ICT 導入の支援を提供することで厚労省への情報提供を一層促進するものとする



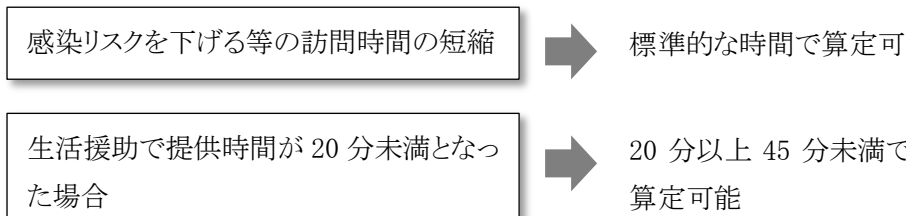
インセンティブ付与の仕組み



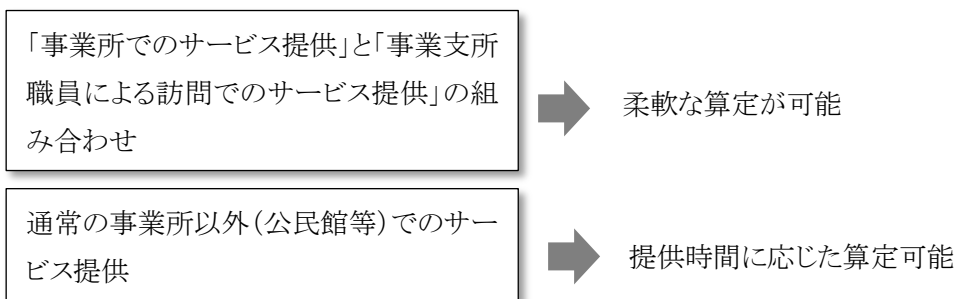


● 新型コロナウイルスによる特例措置

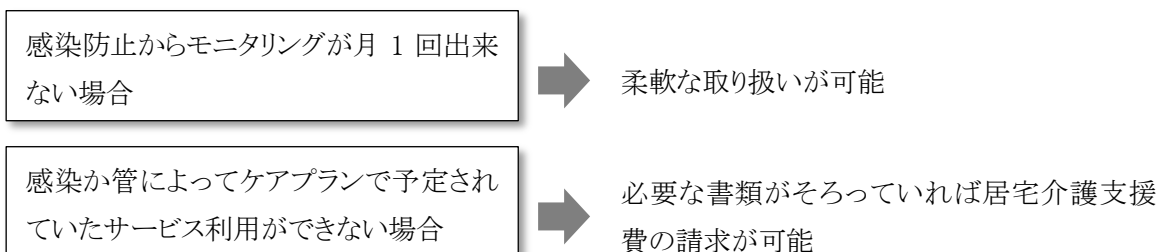
訪問介護



通所系サービス



居宅介護支援



介護施設・事業所に勤務する職員への慰労金の支給

クラスターの発生、または濃厚接触者に対応した施設、事業所の職員は一人につき 20 万を支給
それ以外の施設・事業所に勤務する職員に対しても 1 人 5 万を支給

サービス収支級の利用者への利用者再開支援

サービス利用休止していた利用者が、利用を再開した際に関して本人家族の同意項確認や再開に向けた環境整備を行った場合



介護報酬とは別に公費にて上乗せを行う

● 高額介護サービス費に関する見直し

- ① 月当たり自己負担限度額のうち「現役並所得」の区分の層を 3 区分にする
- ② ①のうち年収約 770 万以上の上位 2 区分(年収 1160 万で区分される)の限度額を引き上げとする

【現行】

第 4 段階	月当たりの自己負担限度額
一般 市町村民税課税死体で年収約 383 万円未満	ともに月 4 万 4400 円
現役並所得 年収約 383 万円以上	

70 歳以上の者に対して 2018 年 8 月に「現役並所得」の層が 3 区分に



【改正後】

収入要件	世帯の上限額
年収約 1160 万円以上	14 万 1000 円
年収約 770 万円～収入 1160 万円未満	9 万 3000 円
年収約 383 万円～約 770 万円未満	4 万 4400 円

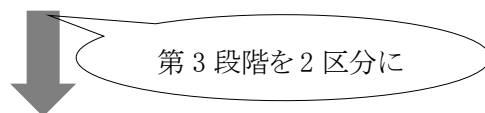
● 補足給付についての見直し

補足給付の所得区分の第3段階を2区分へ。高い区分については、自己負担を引き上げる
補足給付における預貯金感情の基準も見直しするものとする。

見直し適用は介護保険3施設(特養、老健、療養)、ショートステイとする

【現行】

第1段階 ・生活保護被保険者 ・世帯全員が市町村民税の非課税で老齢福祉年金受給者	第2段階 ・世帯全員が市町村民税かつ本人年金収入等 80 万円以下	第3段階 世帯全員が市町村民非課税かつ本人年金収入 80 万円超	第4段階 ・世帯に課税者がいる ・本人が市町村民税課税
---	---	--	--



【見直し案】

第1段階 ・生活保護被保険者 ・世帯全員が市町村民税の非課税で老齢福祉年金受給者	第2段階 ・世帯全員が市町村民税かつ本人年金収入等 80 万円以下	第3段階(1) 世帯全員が市町村民非課税かつ本人年金収入 80 万円超 120 万円以下	第3段階(2) 世帯全員が市町村民非課税かつ本人年金収入 120 万円超	第4段階 ・世帯に課税者がいる ・本人が市町村民税課税
---	---	--	--	--

● 預貯金基準が 1000 万円以下から大幅下げ

一定以上の預貯金等の資産がある場合には補足給付対象外となる
各区分について所得段階を適用

預貯金基準額

区分	第1段階	第2段階	第3段階(1)	第3段階(2)	第4段階
預貯金基準	生活保護世帯	650 万円以下	550 万円以下	500 万円以下	補足給付対象外

● 「主任ケアマネ要件」について

現場の状況に鑑みて2027年3月31日まで適用を延長し、併せて「中山間地等における特例」も設ける
 今回の特例は主任ケアマネ研修を修了できない」ケースが相当数あることを踏まえた猶予措置

- 1) 2021年3月31日時点で主任ケアマネでない者が管理者の事業所は、当該者が管理者である限り、主任ケアマネ要件の適用を2027年3月31日まで猶予する(2021年4月1日以降に新たに管理者となる者は、いずれの事業所でも主任ケアマネジャーでなければならない)
- (2) 特別地域居宅介護支援加算または中山間地域等における小規模事業所加算を取得している事業所では、「管理者を主任ケアマネとしない」取扱いも可能とする
- (3) 2021年4月1日以降、不測の事態(主任ケアマネのヘッドハンティング等による退職や、主任ケアマネの死亡など、今後Q&A等で明確化)により、主任ケアマネを管理者とできなくなってしまった事業所については、「その理由」と「改善計画書」を保険者に届出た場合は、主任ケアマネ要件の適用を1年間猶予する
- (4) 特別地域居宅介護支援加算または中山間地域等における小規模事業所加算を取得している事業所では、「管理者を主任ケアマネとしない」取扱いも可能とする
- (5) 2021年4月1日以降、不測の事態(主任ケアマネのヘッドハンティング等による退職や、主任ケアマネの死亡など、今後Q&A等で明確化)により、主任ケアマネを管理者とできなくなってしまった事業所について、「その理由」と「改善計画書」を保険者に届け出た場合は主任ケアマネ要件の適用を1年間猶予するとともに、保険者の判断で猶予期間の延長も認める

主任ケアマネ研修をより受講しやすい対応の実施」を要請。「eラーニングの推進など、受講しやすい環境の整備を進める

● 介護福祉士国家試験の完全義務化を延長処置

- ・養成施設ルートに関する国家試験要件について経過措置を5年間に延長
- ・専門学校や大学などで介護福祉士資格の取得を目指す、いわゆる「養成校ルート」について、介護福祉士の試験を義務化するもの

現行

養成施設卒業後、国家試験受験なしに介護福祉士取得

改正後

養成施設卒業後、国家試験受験し、合格後介護福祉士取得

国家試験受験が5年間免除に

	実務経験ルート	養成校ルート	福祉系高校ルート
受験資格要件	現場での実務経験3年以上 かつ 「介護職員実務者研修」6か月以上・450時間	履修期間2年以上・1,850時間	卒業後に筆記試験の合格 特例高等学校では卒業後9ヵ月以上の実務経験を積み、筆記試験と実技試験に合格。
国家試験	要受験	受験対象外	要受験

国家試験受験要件が5年間延長措置

介護福祉士取得